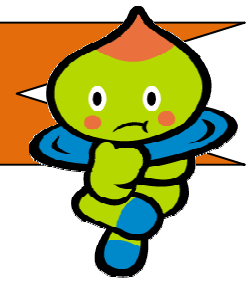


# 食品中の放射性物質について



## アンケートおよび対象食品

アンケートの結果をもとに、県民の方々が不安を感じる食品について、**網羅的**に購入し、検査を実施。

### Q アンケートの結果は？

- 平成26年5月に、「不安を感じる食品」について県政モニターアンケートを実施。
- 「食品中の放射性物質」について「**魚介類およびその加工品**」が36.9%と最も多い結果でした。

### Q どんな食品を購入するの？

厚生労働省は、毎年、過去に出荷制限指示の対象とした自治体等に、放射性物質の検査を計画的に実施するよう依頼しています。検査品目は、野菜、果実、乳、魚介類、肉類など多岐にわたっています。



これらの品目とアンケートの結果等を参考に、今回「**鮮魚介類**」と「**魚肉練り製品**」を集中的に検査することとしました。

### Q どのように購入したの？

食品の販売量、利用客が多い「**量販店\***」を対象に原則、その店で陳列されている「**すべての商品**」を購入したところ、その結果は次のとおりでした。

※スーパー等

購入年月日：平成26年7月28日,8月26日,10月20日,11月25日,12月8日

購入食品の種類および数：未加工または切り身の鮮魚介類50件、魚肉練り製品20件 計70件

購入施設数（市町数）：6施設（3市町）

産地等：鮮魚介類（18都道府県）、魚肉練り製品（すべて国産品）

## Q どんな検査をしたの？

次の放射性物質について検査しました。（計2項目）

- ①放射性セシウム Cs-134
- ②放射性セシウム Cs-137

## Q なぜこれらの項目を検査するの？

食品、添加物等の規格基準の「成分規格」として、平成24年4月から基準値が設けられています。

この新たな基準値では、原発事故で放出された放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての放射性核種※を考慮して設定されています。

セシウム以外は、測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値ではセシウムと他の核種の比率を用いて、すべてを含めても被ばく線量が1ミリシーベルトを超えないように設定されています。

※セシウム134,137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106

原発事故直後で検出されていた放射性ヨウ素（ヨウ素131）は、暫定規制値として、平成24年3月31日まで設定されていましたが、半減期が8日と短く、すでに検出が認められないことから、新たな基準値に設定されませんでした。

### Q. 成分規格って？

微生物や添加物等の基準を表し、食品の種類に応じて定められています。基準に合わない食品は、販売等してはならないことになっています。

### Q. 放射性核種って？

元素記号が同じ(陽子の数が同じ)でも中性子の数が異なるものがあり、これらを同位体といいます。

同位体のうち、放射能を持つものを放射性核種といい、「放射性同位体」ともいいます。

### Q. シーベルトって？

「放射線による人への影響の大きさ」を表す単位です。